

亀山市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月7日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第24号

亀山市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

亀山市知的障害者福祉法施行細則（平成17年亀山市規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
別表第1（第6条関係）	別表第1（第6条関係）
[略]	[略]
備考	備考
1～3 [略]	1～3 [略]
4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるとおりとする。	4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるとおりとする。
(1) 地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び附則第5条の4第5項の規定は適用しないものとする。	(1) 地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、 <u>附則第5条の4第6項</u> 及び附則第5条の <u>4の2第5項</u> の規定は適用しないものとする。

(2) ~ (4) [略]

5 [略]

別表第3 (第6条関係)

[略]

備考

1 ~ 3 [略]

4 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額  
の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項、第41条の2、第41条の19の2第1項、第41条の19の3

(2) ~ (4) [略]

5 [略]

別表第3 (第6条関係)

[略]

備考

1 ~ 3 [略]

4 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額  
の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項

<p>第1項及び第3項並びに第4 1条の19の4第1項及び第 3項</p> <p>(3) [略]</p> <p>5及び6 [略]</p>	<p><u>及び第6項</u>、第41条の19 の2第1項、第41条の19 の3第1項及び第3項並びに 第41条の19の4第1項及 び第3項</p> <p>(3) [略]</p> <p>5及び6 [略]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。